

## マンション計画 高さ規制変更を

西京の住民ら  
京都市長に要望

西京区・桂坂地区に計画されたマンションに反対する桂坂マンション対策会議と桂坂学区自治連合会は12日、京都市の門川大作市長に対し、予定地周辺の高さ規制(現行15・12.5)を周囲の低層住宅に調和した高さにまで引き下げ、景観維持のための「景観協定」締結を支援するよう要望する文書を提出した。

07年5月に判明。開発業者側と商業施設への変更も含め話し合ってきたが、こう着状態が続いている。今回は周囲と調和する高さ10.5以下にすれば採算面からマンションは建たない。根本的な対策になる」と市に要望した。

また、景観協定は塀の高さや庭の植生なども土地所有者などの合意で規制できる。景観法に基づき市の認可も受ける協定から、単なる紳士協定であり、市内では景観法に基づく協定はまだないという。同対策会議はいろいろ研究したい」としている。【大西康裕】